

<p.320>

IX.-2:112 条 物権法に関する一般規定の準用

第VIII編第2章の物権法に関する一般規定は、この編の規定の適用に当たり、適切な補正を加えた上で、適用する。

コメント

DCFR には財産法の一般的な諸問題に関する独立した編は — いまだ — 存在しないものの、供与による物的担保の設定の場合に生じうる多くの法律問題は、本質的に、物権の設定又は移転に関する多様な場面に共通する財産法の一般的な問題とみることができる。少なくとも、こうした問題が、供与による担保権の設定の中核的な性格に直接的には触れないとしても関係する限りでは、本章における物権法のそのような一般的な問題に関して、多少とも同じ規律を繰り返す必要はない。むしろ、別の場面におけるこうした原則の詳細な条文を参照することが可能である。

この一般的な問題解決方法に従って、本条は、物権法の一般的な問題については、物品所有権譲渡に関する第VIII編第2章の規律を参照する。こうした条項は、供与による担保権の設定に関しても、適切な補正を加えた上で適用することができる。

この参照は、とりわけ、集合物の一部を構成する物品の譲渡を扱うVIII編2章305条（集合物の一部である物品の譲渡）及びVIII編2章306条（集合物からの引渡し）を含む〔訳注：原文の両条の見出しはIX編のものが誤記されているのでVIII編のものに正した〕。両条の定める原則は（特定の要件に関する特別問題とみなされる。IX.-2:105（担保権供与の要件）a号及び同条のコメントBを参照）、<p.321> 特定された集合物の中の特定量について担保権が設定されるべき場合においても、適切な補正を加えた上で適用することができる。こうした財産に担保権が設定された後で集合物の中に混和した財産の場合については、IX編2章309条（物的担保に服する財産の混和）を参照。

各国法ノート

この規定はたんなる相互参照にすぎないので、各国法による補強を要しない。